

(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況

イ 職員の福利厚生事業の概要（令和5年度）

(イ) 知事部局等（企業局、病院事業局、議会事務局及び各種行政委員会事務局を含む。）

a 保健事業の概要(主なもの)

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ●定期健康診断 <ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・身長、体重、視力、聴力、腹囲 ・心電図検査 ・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査 ●生活習慣病健康診断 <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診（40歳以上の希望者） ・大腸がん検診（40歳以上の希望者） ・肺がん検診（50歳以上の希望者） ・子宮がん検診（20歳以上の希望者） ・乳がん検診（41歳以上の奇数年齢の希望者） 	県
人間ドック	<ul style="list-style-type: none"> ●指定型（50歳の職員） ●準指定型（45歳、55歳、59歳、64歳（医師のみ）又は早期退職予定の希望する職員） ●希望型（35歳以上で希望する職員。ただし、45歳、50歳、55歳、59歳、64歳（医師のみ）又は早期退職予定の希望する職員を除く。） 	県 共済組合
メンタルヘルスケア	<ul style="list-style-type: none"> ●メンタルヘルス相談（心療内科医師、臨床心理士、メンタルヘルスコーディネーター及び保健師による面接） ●はーとふる相談（県内4ブロックの外部医療機関による面接、電話相談） ●地共済こころの健康相談窓口（共済本部の専用電話回線にて予約を受け、専門スタッフによる面談あるいはWebによる相談） ●職場復帰支援事業（精神の疾患により特別休暇中等の職員を対象に、外部専門家による助言の実施等により復帰を支援） ●試し出勤制度（精神の疾患により特別休暇中等の職員が、職場復帰する前に試験的に出勤し、勤務等の不安を緩和する等円滑な復帰を支援） ●メンタルヘルス研修（管理監督者及びメンタルヘルスケア推進員向けセミナー、一般職員向け研修等） ●ストレスチェック制度（ストレスチェック及び医師の面接指導を実施） 	県 共済組合

b 給付事業の概要(主なもの)

事項	共済組合	互助会
職員が病気やけがをしたとき	1. 医療機関等に支払うもの ●法定給付の額 2. 職員に支給するもの ●高額療養費 ●一部負担金払戻金	●会員療養給付金 ●長期療養見舞金
職員が出産したとき	●出産費 488,000円 （産科医療補償制度対象分娩） 500,000円 ●出産費附加金 30,000円	●出産祝金 45,000円
職員が死亡したとき	●埋葬料 50,000円 ●弔慰金 ●遺族厚生年金	●弔慰金 300,000円～430,000円 ●遺児育英資金 500,000円～700,000円

c 貸付事業の概要（主なもの）

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	1,800万円	1.26%	共済組合
在宅介護対応住宅加算	300万円	1.00%	

(注) 1 共済組合とは地方職員共済組合、互助会とは山形県職員互助会をいいます。

2 金額が入っていないものは、規程に基づき給付されるものであり、定額ではありません。

(ロ) 警察本部

a 保健事業の概要 (主なもの)

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	●定期健康診断 ・問診・身体測定、視力、聴力、腹囲・心電図検査・眼底検査・尿検査・血圧測定・血液検査・胸部エックス線検査	県 共済組合
	●生活習慣病健康診断 ・胃がん検診(35歳以上の職員) ・大腸がん検診(35歳以上の職員) ・肺がん検診(50歳以上の指定者) ・腹部超音波検診(35歳以上の職員) ・婦人科検診(子宮がん検診(20歳以上の希望者)) ・同(乳がん検診(41歳以上の奇数年齢の希望者))	県 共済組合
人間ドック	●40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の希望者 ※全て1泊2日	県 互助会
メンタルヘルスケア	●外部カウンセラー相談(県内4ブロックの外部医療機関等による面接、電話相談 随時) ●電話相談(共済組合本部の全国統一事業 健康相談・メンタルヘルス相談・介護情報相談) ●メンタルヘルス研修(管理監督者向けセミナー、職員向けセミナー) ●復職支援事業(精神疾患により長期休業している職員の職場復帰に際し、職場復帰訓練(試し出勤)及び復帰後のサポートを実施) ●ストレスチェック制度(ストレスチェック及び医師の面接指導を実施)	県 共済組合

b 給付事業の概要 (主なもの)

事項	共 済 組 合	互 助 会
職員が病気やけがをしたとき	1. 医療機関等に支払うもの ●法定給付の額 2. 職員に支給するもの ●高額療養費 ●一部負担金払戻金	●長期療養見舞金 20,000円
職員が出産したとき	●出産費 488,000円 (産科医療補償制度対象分娩) 500,000円 ●出産費附加金 第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	●出産祝金 20,000円
職員が死亡したとき	●埋葬料 50,000円 ●埋葬料附加金 50,000円 ●弔慰金 ●遺族厚生年金	●弔慰金 300,000円 ●遺児育英金 300,000円又は400,000円

c 貸付事業の概要 (主なもの)

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	給料月額×75 (他の貸付を含む合計額)	1.68%	共済組合
介護住宅貸付	300万円	1.58%	

- (注) 1 共済組合とは警察共済組合を、互助会とは山形県警察職員互助会をいいます。
2 金額が入っていないものは、規程に基づき給付されるものであり、定額ではありません。

(ハ) 教育委員会

a 保健事業の概要 (主なもの)

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ●定期健康診断 <ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・身長、体重、腹囲、視力、聴力 ・心電図検査 ・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査 ●生活習慣病健康診断 <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診 (40歳以上の希望者。ただし、県立学校勤務職員は原則40歳以上全員) ・大腸がん検診 (40歳以上の希望者) ・肺がん検診 (50歳以上の希望者) ・婦人がん検診 (子宮がん検診 (希望者)) ・ 同 (乳がん検診 (30歳以上の偶数年齢及び前年度未受診の奇数年齢の希望者)) 	県 県 共済組合
人間ドック	<ul style="list-style-type: none"> ●指定型 (39歳、49歳、54歳の組合員) ●準指定型 (59歳の希望する組合員) ●希望型 (34歳以上の希望する組合員。ただし、39歳、49歳、54歳を除く。) 	県 共済組合
メンタルヘルス対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ●ストレスチェック制度 ストレスチェック及び高ストレス者への医師の面接指導を実施 	県
	<ul style="list-style-type: none"> ●メンタルヘルス健康相談 相談窓口を県内4か所の医療機関等に設置 ホテル・会議室等を会場とした相談会を県内4地区で実施 ●メンタルヘルスアドバイザー派遣 臨床心理士を各所属所に派遣し、メンタルヘルス相談を実施 ●教職員健康相談24 (共済本部の全国統一事業) 24時間・年中無休での健康電話相談 ●面談によるメンタルヘルス相談 (共済本部の全国統一事業) 臨床心理士等の予約制面談 (全国各地のカウンセリングルームで実施) ●電話・Web・LINEによるメンタルヘルス相談 (共済本部の全国統一事業) ●メンタルヘルスセミナー (教育センターにおける管理監督者研修及び一般教職員研修並びに動画配信により実施) ●復職支援プログラム事業 精神疾患により長期休業している教職員の職場復帰に際し、職場復帰訓練及び復帰後のサポートの実施並びにリワークアドバイザー (臨床心理士) の派遣 	県 共済組合

b 給付事業の概要 (主なもの)

事項	共 済 組 合	互 助 会
職員が病気やけがをしたとき	1. 医療機関等に支払うもの ●法定給付の額 2. 職員に支給するもの ●高額療養費 ●一部負担金払戻金	●会員療養見舞金
職員が出産したとき	●出産費 488,000円 (産科医療補償制度対象分娩) 500,000円 ●出産費附加金 50,000円	●出産見舞金 50,000円
職員が死亡したとき	●埋葬料 50,000円 ●埋葬料附加金 25,000円 ●弔慰金 ●遺族厚生年金	●埋葬料 300,000円 ●遺児激励金 100,000円～300,000円

c 貸付事業の概要 (主なもの)

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	1,800万円	1.32%	共済組合
介護構造貸付	300万円	1.06%	

(注) 1 共済組合とは公立学校共済組合を、互助会とは山形県教職員互助会をいいます。

2 金額が入っていないものは、規程に基づき給付されるものであり、定額ではありません。

ロ 公務災害補償の状況

(イ) 公務災害の認定状況

(件)

	令和4年度	令和5年度	増減
公務災害	327	318	▲ 9
通勤災害	19	10	▲ 9
計	346	328	▲ 18

(ロ) 補償と福祉事業の状況

(円)

	令和4年度	令和5年度	増減
補償 ^(注1)	101,415,596	118,244,493	16,828,897
福祉事業 ^(注2)	12,283,502	21,448,485	9,164,983
計	113,699,098	139,692,978	25,993,880

(注) 1 補償とは、地方公務員災害補償法に基づき被災職員の権利として支給されるもので、療養補償費、障害補償年金・一時金、遺族補償年金・一時金などがあります。

2 福祉事業とは、労働者災害補償保険法での「特別支給金」に相当するもので、いわゆる付加給付、アフターケア、遺族（就学児）に対する奨学援護金などがあります。